

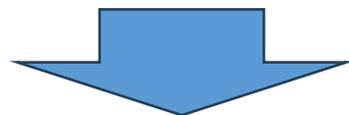
令和8年度
こども・子育て支援施策
の取組みの方向性
(こども未来課)

（事業目的） 児童発達支援センターはまなし学園の管理運営

（拡充内容） はまなし学園の利用者負担金及び産後ケア事業利用者負担金等について、2次元コード決済を導入し、利用者の利便性向上を図る

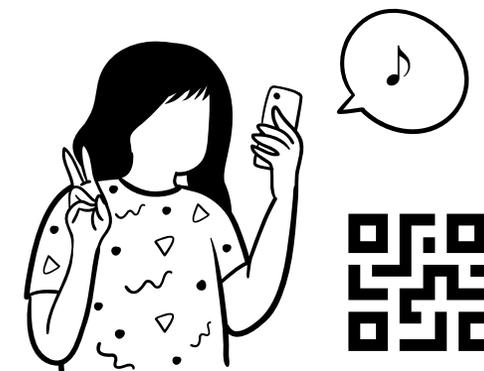
現状

はまなし学園の給食費等の利用者負担金について、保育料ではないため口座振替ができず、納付書（金融機関のみ取扱い可）での支払いを保護者をお願いしている。
金融機関まで行く時間を作ることが難しいとの理由で、一部世帯は納期限が過ぎてからの支払いになっている。



2次元コード決済（PayPay）での支払いを可能にする

- ・ユーザスキャン型導入
- ・はまなし学園の昇降口に、PayPayの2次元コード設置予定
- ・ほとんどの保護者は毎日お迎えに来るので、その際に支払うことができる
- ・バス通園の世帯も、2次元コードを持ち出すことで対応可
- ・期限通り払っていた保護者はもちろん、遅れがちな保護者にとっても、金融機関へ出向くことが不要になる、大きなメリット



(拡充) 給付金の支給①

自立支援教育訓練給付金を拡充

(拡充内容)

国の補助金要件が拡充される見込みであることから、本市でもあわせて事業内容を拡充する

1. 対象者の拡充

- 自立への後押しが途切れないうち、受講中に子が20歳に到達した場合も給付金を受給できるように対象者要件の緩和を行う。

2. 支給内容の拡充

- 准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合に、修学年数を踏まえ支給期間の一部延長を行う。

こども未来課
こども家庭庁

自立支援教育訓練給付金事業

拡充

支援局 家庭福祉課

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 203億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父が教育訓練講座を受講する場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

事業の概要

＜対象者＞

- 次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給 ※ 子が20歳に到達した場合も、受講修了までは引き続き対象者とする。
 - 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けている者
 - 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

＜対象講座＞

- 実施主体の自治体の長が指定
 - 雇用保険制度の一般又は特定一般教育訓練給付の指定講座 《対象講座の例》簿記検定試験、介護職員初任者研修 等
 - 同制度の専門実践教育訓練給付の指定講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る）
 ※ ①・②に準じるものとして、都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座を含む。

＜支給内容＞

- 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない者
 - 上記対象講座の①を受講する者：受講料の6割相当額、上限20万円
 - 上記対象講座の②を受講する者：受講料の6割相当額、修学年数×上限40万円 ※1 ※2 ※3
 - ※1 修了後1年以内に資格取得し、就職等した場合、受講費用の25%(上限年間20万円)を追加支給（最大85%の支給）
 - ※2 6か月ごとの支給が可能 ※3 准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合は修学年数の上限を5年とする
- 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる者
 - 1に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額
 - ※ 1、2のいずれの場合も、12,000円を超えない場合は支給しない。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所設置町村

【実施自治体数】

(注) ()内は、都道府県、市等における実施割合。

【補助率】 国：3/4、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1/4

【事業実績】 令和5年度支給件数 1,826件
就業実績 1,362件

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和5年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	62か所 (100.0%)	736か所 (94.4%)	865か所 (95.2%)

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。

(拡充) 給付金の支給② 高等職業訓練促進給付金を拡充

(拡充内容)

国の補助金要件が拡充される見込みであることから、本市でもあわせて事業内容を拡充する

- 対象者の拡充
 - 自立への後押しが途切れないよう、受講中に子が20歳に到達した場合も給付金を受給できるように高等職業訓練促進継続給付金を創設する。
- 支給内容の拡充
 - 准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合に、修学年数を踏まえ支給期間の一部延長を行う。

こども未来課 高等職業訓練促進給付金等事業 **拡充** 支援局 家庭福祉課

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和8年度予算案 203億円の内数 (180億円の内数)

事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。
- また、養成訓練を修了した場合に、必要となる費用の負担を軽減するため、修了支援給付金を支給する。

事業の概要

<対象者>

- (訓練促進給付金) 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父 (修了支援給付金) 養成機関における修業を開始した日及び修了した日において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にある者 ※ 所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。
 - ② 養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者
 - ③ 就業又は育児と修業との両立が困難であると認められる者

<対象資格・訓練>

- 就職の際に有利となる資格であって、養成機関において6か月以上修業するものについて、地域の実情に応じて定める。
《対象資格の例》 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、シスコシステムズ認定資格、LP I 認定資格 等

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市 (特別区を含む)、福祉事務所設置町村

【補助率】 国：3/4、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1/4

【支給額】

(訓練促進給付金) 月額10万円 (住民税課税世帯は月額70,500円)
修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。

(修了支援給付金) 5万円 (住民税課税世帯は25,000円)

【支給対象期間】 修業する期間 (上限4年) ※ 准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合は支給対象期間の上限を5年とする

【令和5年度総支給件数】 8,589件 (全ての修学年次を合計)

【令和5年度資格取得者数】 2,988人 (看護師 945人、准看護師 686人、保育士 245人、美容師 160人など)

【令和5年度就職者数】 2,105人 (看護師 812人、准看護師 359人、保育士 191人、美容師 108人など)

【実施自治体数】

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和5年度	47カ所 (100.0%)※	20カ所 (100.0%)	62カ所 (100.0%)	755カ所 (96.8%)	884カ所 (97.2%)

(注) ()内は、都道府県、市等における実施割合。
※ 都道府県47カ所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む (鳥根県、広島県)。

こども未来課 高等職業訓練促進継続給付金等事業 **新規** 支援局 家庭福祉課

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和8年度予算案 203億円の内数 (180億円の内数)

事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的として高等職業訓練促進給付金を支給しているところ、ひとり親が子の年齢を理由に、給付金の利用や、就職を容易にするために必要な長期間の修業を必要とする資格の取得を諦めることのないよう、受給中に子が20歳に到達した場合も引き続き同等の給付金を支給し、自立を後押しする。
- また、養成訓練を修了した場合に、必要となる費用の負担を軽減するため、修了支援給付金を支給する。

事業の概要

<対象者>

- (促進継続給付金) 養成機関において修業中の者で、次のいずれにも該当する者 (修了支援給付金) 養成機関における修業を開始した日及び修了した日において、次のいずれにも該当する者
 - ① 高等職業訓練促進給付金の受給中に子等が20歳に到達した者であって、引き続き子等を扶養している者
 - ② 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にある者 (※)
 - ③ 養成機関において高等職業訓練促進給付金受給時から通算して6か月以上のカリキュラムの修業中で、対象資格の取得が見込まれる者であること
 - ④ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること
 ※ 所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。

<対象資格・訓練>

- 就職の際に有利となる資格であって、養成機関において6か月以上修業するものについて、地域の実情に応じて定める。
《対象資格の例》 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、シスコシステムズ認定資格、LP I 認定資格 等

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市 (特別区を含む)、福祉事務所設置町村

【補助率】 国：3/4、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1/4

【支給額】 (促進継続給付金) 月額10万円 (住民税課税世帯は月額70,500円) 修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。
(修了支援給付金) 5万円 (住民税課税世帯は25,000円)

【支給対象期間】 修業する期間 (高等職業訓練促進給付金と通算して上限4年)
※ 准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合は通算支給対象期間の上限を5年とする

(拡充) 給付金の支給③

• 学び直し支援を拡充

(拡充内容)

国の補助金要件が拡充される見込みであることから、本市でもあわせて事業内容を拡充する

1. 大学での学び直しに給付制度創設

- ひとり親家庭の父又は母が働きながら学士号等を取得できるよう、大学授業料等の一部を補助し、キャリアアップを目指すための高度な知識や実践的スキルの獲得を支援する。



ひとり親家庭学び直し支援事業 (旧) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

【拡充】

支援局 家庭福祉課

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和8年度予算案 203億円の内数 (180億円の内数)

事業の目的

- ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした安定した就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を開催するほか、講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。また、高度な知識や実践的スキルを獲得してキャリアアップ等を目指すために学士号等を取得する場合に、大学授業料等の一部を助成する。

事業の概要

<対象者>

- 高卒認定試験の給付金及び高卒認定試験対策講座：ひとり親家庭の親又は児童であって、次のいずれにも該当する者。ただし、高校卒業者など大学入学資格を取得している者は対象としない。
 - ① 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くため必要と認められること
 - ② 自立に向けた計画 (母子・父子自立支援プログラム) の策定等を受けていること
- 大学授業料等の一部助成：ひとり親家庭の親であって、次のいずれにも該当する者。
 - ① 学士号等を取得することが適職に就くため必要と認められること
 - ② 自立に向けた計画 (母子・父子自立支援プログラム) の策定等を受けていること

<対象講座>

- 高卒認定試験の給付金：高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座 (通信制講座を含む。) で、実施主体が適当と認めたもの。
- 大学授業料等の一部助成：大学又は短期大学 (通信制大学及び通信制短期大学を含む。)

<支給内容>

- 高卒認定試験の給付金

(1) 通信制の場合

- ① 受講開始時給付金：受講費用の4割 (上限10万円)
- ② 受講終了時給付金：受講費用の1割 (①と合わせて上限12万5千円)
- ③ 合格時給付金：受講費用の1割 (①②と合わせて上限15万円)

(2) 通学又は通学及び通信併用の場合

- ① 受講開始時給付金：受講費用の4割 (上限20万円)
- ② 受講終了時給付金：受講費用の1割 (①と合わせて上限25万円)
- ③ 合格時給付金：受講費用の1割 (①②と合わせて上限30万円)

※③は受講終了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給

- 高卒認定試験対策講座 «新規»

(3) 高卒認定試験対策講座を開催した場合

1自治体当たり 3,345千円

- 大学授業料等の一部助成 «新規»

(4) 大学に入学した場合 (修学年数×上限40万円)

入学金及び授業料の6割相当額

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市 (特別区を含む)、福祉事務所設置町村

【R5実施自治体数】 368自治体

【補助率】 国：3/4又は1/2、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1/4又は1/2 【R5支給実績】 事前相談：181人 支給者数：153人

※補助率3/4の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体のみ。財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある。



(事業目的) ひとり親家庭や低所得子育て世帯のこどもに対し、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援の場の提供を図るとともに、受験料、模試費用の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする

(拡充内容) ひとり親家庭及び低所得子育て世帯のこども（小学3年生～高校3年生）を対象に開設している無料の学習教室について、会場に通うことが難しい児童生徒への対策としてオンラインでの学習支援も提供する

学習支援教室について

日 時	4月～翌年3月の日曜日（計40回程度開催）
場 所	酒田市地域福祉センター <u>※会場に通うことが難しい児童生徒に対しては、オンラインでの学習支援も提供する（オンライン教材の有償アカウント使用を予定）</u>
対 象	ひとり親家庭及び就学援助受給家庭の小学3年生～高校3年生
内 容	個別学習をスタッフ（教員退職者、大学生）がサポート
費 用	無料



（廃止）ひとり親の移住促進策を廃止

（事業目的）

ひとり親家庭の県外からの移住を促進し、移住後により安定し自立した生活を送ることができるよう支援することで、地域への定着と地域社会の活性化を図ることを目的とする。（令和7年度山形県ひとり親家庭移住・定着応援モデル事業実施要綱第1条）

（廃止理由）

本事業は、毎年予算化で対応しており、移住後2～5年目の支援を確約できているものではない。過去の実績を見ても、ひとり親家庭の移住・定住促進に向けた効果は限定的と考えており、限られたリソースを市内でまさに困難に直面しているひとり親に対して注力するため廃止するもの

【参考：過去の支給実績】

R7：2名、R6：3名、R5：3名、R4：3名

山形県は シングル マザー・ファザーを応援!!
 たいしょうぶ みんながあなたの サポーター
 子育て支援課

YAMAGATA ひとり親家庭の子育て支援!

山形県は、県独自の支援制度「山形県ひとり親家庭移住・定着応援モデル事業」により、ひとり親家庭の本県へのU・Iターンを、食・住まい・就労でサポート! 豊かな自然の中、支援充実の山形県で子育てしてはいかがでしょうか?



移住後1年度目
 県産米（60kg/年）・味噌・醤油 プレゼント!
 対象：山形県外から県内に転入した全世帯
 子育て世帯（15歳未満の方等両）には、支援金20万円を支給!

移住後2～5年度目
 ひとり親家庭への県産米（40kg/年）プレゼント!
 ※JA全農山形、市町村との連携実施。
 対象：ひとり親家庭で、かつ、実施市町村（裏面参照）に移住の方

住まいの支援 山形県独自
 ひとり親家庭の賃貸住宅の家賃を補助!
 移住後2年目まで 2万円/月
 移住後3年目 1万円/月

就労の支援 山形県独自
 山形県ひとり親家庭就業・自立支援センターでの就職支援
 情報提供・相談支援・研修実施など

ひとり親向け事業は、山形県外から転入のひとり親の方が対象!
 山形県内の実家へのUターンでもOK!!

支援区分	支援期間	事業名	対象者（世帯）	お問合せ先	お問合せTEL
食	1年度目	移住世帯向け食の支援事業	山形県外から県内に移住した全世帯	山形県移住定着・地域活力拡大課	023-630-3407
	2～5年度目	ひとり親家庭移住・定着応援モデル事業	山形県外から県内の実施市町村（裏面参照）に移住したひとり親の方	山形県子ども家庭福祉課	023-630-2263
住まい	転入の翌月から3年間	ひとり親家庭就業・自立支援事業	山形県内在住（予定）のひとり親・家族の方	委託先：（一財）山形県母子子育て福祉センター	023-633-1037
仕事	期間設定なし	ひとり親家庭就業・自立支援事業	山形県内在住（予定）のひとり親・家族の方	山形県ひとり親家庭就業・自立支援センター	023-632-2296

YAMAGATA ひとり親家庭の子育て支援!

「安心」の理由はこれ! 山形県は、子育てを全力で応援!

- ひとり親家庭の子育てや生活・就労などのさまざまな相談にワンストップで対応する「山形県ひとり親家庭応援センター」（委託先（一財）山形県母子子育て福祉センター）が生活をサポート!
- 看護師等の資格取得のために専門学校などで修業する場合の生活費、家賃、通学費をパッケージで補助（その他、就職のための教育訓練講座の受講費の一部助成制度あり）
- 家庭生活支援員が子ども（中学生以下）のお預かりや生活をお手伝い（登録制。自己負担なし）
- ひとり親家庭の医療費が無料（扶養児童が18歳になるまで。所得制限あり）
- 待機児童0（ゼロ）達成!（R6.4.1現在）
- 放課後児童クラブの利用料助成（所得制限あり。一部未実施市町村あり）

【注意事項】

- 1 ひとり親家庭への食・住まい・就労の支援の対象者は、ひとり親家庭（配偶者のない方で、現に児童を扶養している方）で、山形県外から転入し、下記の実施市町村に定住する意思のある方です（実家にお住まいの方、3世代同居の方も該当）。ただし、反社会的勢力の構成員や、転勤や進学による移住の方は除きます。
 移住（希望）先の市町村が実施市町村に該当するかどうかについては、当該市町村ひとり親福祉担当部署に直接お問い合わせください。
- 2 ひとり親家庭への食・住まいの支援については、年度の途中で山形県外に転居された場合には、当該年度の支援は受けられませんので、ご注意ください。
 【令和7年度 実施市町村】

地域	市町村	担当課	電話番号
村山	寒河江市	子育て推進課	0237-85-0617
	村山市	子育て支援課	0237-55-2111
	天童市	子育て支援課	023-654-1111
	河北町	こどもみらい課	0237-73-2111
置賜	南陽市	すこやか子育て課	0238-40-3211
	金山町	健康福祉課	0233-29-5622
最上	最上町	こども支援課	0233-43-2111
	舟形町	健康福祉課	0233-32-0655
庄内	酒田市	子育て支援課	0234-26-5734



(事業内容) 妊婦の経済的負担軽減を目的に、妊娠5万円および子育て5万円を給付する。令和8年度に口座振り込みによる現金支給から、デジタルギフトカードへ給付方法を変更

1、現状と課題

- 申請から口座に振り込まれるまで時間がかかる。(最短で1か月程度、最長2か月程度)
- いつ口座振り込みされるのか心配
- 申請の手間、添付書類の準備が必要

2、給付方法の変更によるメリット

- 即時性・すぐに利用できる
- 利便性、楽しさ・好きなギフトが複数選べる
- 経済的支援の「ありがたさ」をすぐに実感できる

3、デジタルギフトカード給付から利用までの流れ

①妊娠届出時 ②新生児訪問で
保健師等と面談
「デジタルギフトカード」を手渡す

①妊婦50,000円分 ②産婦50,000円分
デジタルギフトカードの二次元コードを
スマホで読み取る

専用サイトで好きなギフトを
選択する

ギフトカードイメージ



交換例

1ポイント=1円で、ポイントが0になるまで複数の商品と交換可能

市場価格を担保しながら子育て商品に交換可能



デジタルギフトの種類も複数

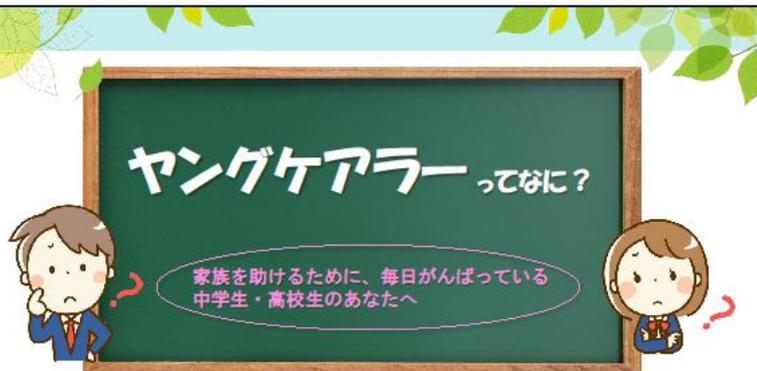


(拡充) ヤングケアラー支援の取組みとして、アンケートや出前講座を実施

R7.3.28

ヤングケアラー 進行管理

	令和6年度			令和7年度											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
			▲								▲				
			こども家庭庁の ヤングケアラー実態調査				こども家庭庁が アンケート項目を公表予定				11月 児童虐待研修会 オレンジリボンキャンペーン				
							学校教育課 ヤングケアラー調査 (教職員聞き取り)								
周知 対象者①：本人・保護者 ^{※1} 対象者②：関係機関・地域 ^{※2} 方法：タブレット・メール			チラシ作成				チラシ完成・配布				酒田市広報 記事掲載				
アンケート 対象者：小中学生 方法：タブレット									アンケート 実施		アンケート 結果の集計				
学習 対象者：小中学生 方法：出前講座							出前講座の資料 (パワーポイント) 作成				各学校へ 出前講座実施の 案内 (R8年度用)			各学校の 年間授業予 定	



「ヤングケアラー」とは、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者」のこと。「お手伝い」との違いはその負担や責任の重さ。自分の時間を持てずに、友人関係や学校生活、進路などに影響が出てきてしまいます。

◆ヤングケアラーは、どんなことをしているの？

- たとえば…
- ☑ 障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。
 - ☑ 精神が不安定で落ち込みやすい家族のため、話を聞くことや、家事を代わりにしている。
 - ☑ 目を離せない家族の見守りや声かけ、入浴やトイレの介助をしている。
 - ☑ 家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。
 - ☑ 日本語が第一言語ではない家族や障がいのある家族のために通訳している。
 - ☑ 障がいや病気のある家族の身の周りの世話をしている。
 - ☑ 家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



◆ヤングケアラーは、実はけっこう身近なのかも

いま中高生の約17人に1人が、ヤングケアラーとして学校生活を送っています。あなたの目の前にいる友だちも、**あなた自身も**、もしかしたらヤングケアラーかもしれません。

※令和2年度 子ども・子育て支援政策調査研究事業におけるヤングケアラーの実態に関する調査研究より

◆家族を支えることは、悪いことではありません！

家族を助けるのはとても大切なこと。でも、それにより学校生活に影響が出たり、ここからだに不調が出始めたなら無理をしているサインです。

→ 相談できる窓口を紹介します (裏面へ)

【令和8年度以降】

- ・出前講座を実施
- ・チラシ配布とアンケートは毎年実施
- ・アンケートを活用した支援の実施

【周知対象者について】

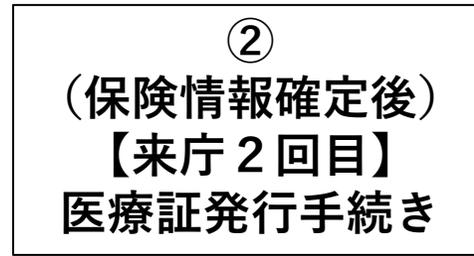
- ※1 対象者①：本人・保護者 …小学生、中学生、高校生、保護者
- ※2 対象者②：関係機関・地域 …ケアマネ、民生委員、主任児童委員、地域包括支援センター

(拡充) 乳幼児医療及びひとり親医療システム改修 (マイナンバーによる情報連携対応)

- 加入保険情報や課税状況等をこども未来課のPCで閲覧可能とし、申請者による添付書類及び来庁回数を減少させる

例：出生の際の医療証発行までの手続き

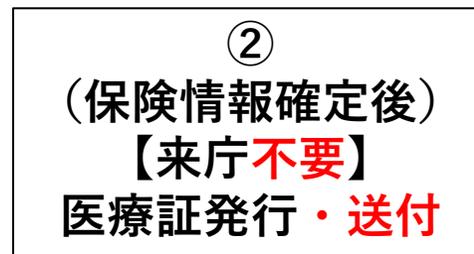
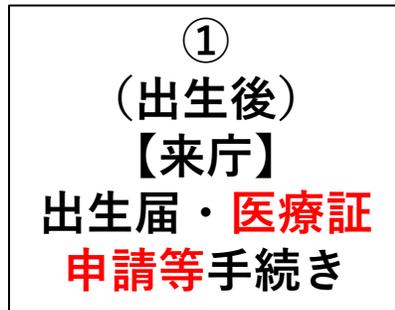
これまで



- 加入保険情報の確認ができず、**2度来庁が必要**
- 申請時は、**申請者本人が自身のスマホ等でマイナポータルから保険情報を印刷し提出又はメールで提出**

こういった対応が可能に

R8以降
(案)



- 申請者は、出生届提出時にあわせて申請書提出
(**来庁は1度で完結**)
- こども未来課で申請者の保険情報を定期的に確認し、保険情報が確定でき次第、医療証を発行し、送付



(目的) 産婦の身体的回復と理的な安定、新生児ケア、母子の愛着形成を目的に、母親への保健指導や栄養指導、心理的ケアを行う (母子保健法)

(拡充内容) 産後ケア利用者数増加等に対応し、予算を増額

1 産後ケアの対象と内容対象

- ① 対象 ・ ・ 産後ケアを希望する産婦 (宿泊型・通所型4か月以内、訪問型1年以内)
- ② 内容 ・ ・ 宿泊型：産婦が病院に宿泊し、母の休養やセルフケア、新生児ケアの方法等の支援をうける
 通所型：産婦が病院に日帰り来所し、母の休養やセルフケア、新生児ケアの方法等の支援をうける
 訪問型：助産師が居宅を訪問し、産婦がケアや新生児のケアの方法等の支援をうける



2 産後ケア事業 利用状況の推移・令和6年度から利用者が増加！決算額も増加！



3 産後ケア事業 利用者増加の主な背景

- 令和6年度から産後ケア事業の選択肢が増えた (宿泊・通所・訪問)
- SNS発信などにより認知度が広まった
- 産後の母支援を行う、祖父母世代が就労している
- 利用者負担金の引き下げにより利用しやすくなった (国の補助制度を活用)
- 「ケア方法が知りたい」→「体を休めたい」に産婦のニーズが変化した
- 令和7年度に通所型の施設が増加